

# 広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和3年5月  
県内投資促進課

## 1 広島県・市町 位置図



## 2 広島県・各市町のランニングコストに対する制度 (問合せ先をクリックすると、市町の助成金ページに飛びます)

市 町	条 件	県・市町を合わせた助成率	備 考
<b>広島市</b> <a href="#">【問合せ先】 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課</a> <b>【電話】</b> 082-504-2241	(都市型サービス産業) ・情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンター業など ・圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者 50人以上) ・常用労働者 5人以上かつ圏域全体で 5人以上増加 (中小企業は常用労働者 2人以上かつ圏域全体で 2人以上増加) (本社機能の移転・拡充) ・広島県から地域再生法に基づく承認を受けた場合 ・常用労働者 5人以上かつ圏域全体で 5人以上増加 (中小企業は常用労働者 2人以上かつ圏域全体で 2人以上増加)	<b>オフィス賃借料</b> <b>10/10 3年間</b>	各年度限度額 2,000万円
<b>呉市</b> <a href="#">【問合せ先】 産業部 商工振興課</a> <b>【電話】</b> 0823-25-3310	① (情報通信業, コールセンター業など) ・呉市在住者を 3人以上新規雇用 ② (本社機能の移転) ・中小企業: 呉市在住者を 2人以上新規雇用 ・その他の企業: 呉市在住者を 5人以上新規雇用 ③ (サテライトオフィス) ・呉市外に本店を置く企業で, 常時雇用する従業者が 1人以上常駐	<b>通信回線使用料</b> ① 10/10 5年間 ③ 10/10 3年間 <b>雇用奨励金 1人当たり</b> <b>50万円 (市のみ)</b> <b>設備取得費</b> <b>1/2 (市のみ)</b>	各年度限度額 通信回線使用料 ① 2,000万円 ③ 200万円 雇用奨励金 限度額なし 設備取得費 ① 2,000万円 ② 5,000万円 ③ 500万円
<b>竹原市</b> <a href="#">【問合せ先】 総務企画部 産業振興課</a> <b>【電話】</b> 0846-22-7745	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンターに付随する事業等) ・新規雇用者 3人以上 ・3年以上の業務継続	<b>オフィス賃借料</b> <b>10/10 3年間</b> <b>通信回線使用料</b> <b>10/10 3年間</b>	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円
<b>三原市</b> <a href="#">【問合せ先】 経済部 商工振興課</a> <b>【電話】</b> 0848-67-6013	(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンター業) ・新規雇用者 1人以上 ・5年以上の業務継続	<b>オフィス賃借料</b> <b>10/10 3年間</b> <b>通信回線使用料</b> <b>10/10 3年間</b> <b>オフィス改修費用</b> <b>1/2 初年度のみ</b> <b>備品購入費用</b> <b>1/2 初年度のみ</b> <b>通信回線引込費用</b> <b>1/2 初年度のみ</b> <b>自動車リース料</b> <b>1/2 3年間</b>	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用 50万円まで(市のみ) 備品購入費用 50万円まで(市のみ) 通信回線引込費用 5万円まで(市のみ) 自動車リース料 2万円/月まで(市のみ)

<p><b>尾道市</b></p> <p>【問合せ先】 産業部 商工課</p> <p>【電話】 0848-38-9182</p>	<p>(情報サービス事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上)</li> <li>(コールセンター業)</li> <li>・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上)</li> </ul> <p>(情報サービス業, インターネット付随サービス業)</p> <p>オフィス移転等促進奨励金(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社機能を移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者)</li> <li>・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等に情報サービス事業等を営む法人が1社以上入居</li> </ul>	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金1人当たり 30万円(市のみ)</p> <p>(オフィス移転等促進奨励金)</p> <p>①本社機能移転で改修を行う場合 改修費用の1/2</p> <p>②本社機能移転で改修を行わない場合 オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2</p> <p>③オフィス環境整備の場合 オフィス賃料等及び通信回線使用料の1/2</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金 3,000万円</p> <p>(オフィス移転等促進奨励金)</p> <p>①②③の場合それぞれ 250万円</p>
<p><b>福山市</b></p> <p>【問合せ先】 経済部 企業誘致推進課</p> <p>【電話】 084-928-1124</p>	<p>(情報サービス事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設:従業員5人以上, 増設:新規雇用3人以上</li> <li>(コールセンター)</li> <li>・新設:従業員20人以上, 増設:新規雇用10人以上</li> <li>(本社機能の移転)</li> <li>・新設:従業員3人以上, 増設:新規雇用2人以上</li> <li>・県外から3人以上異動</li> </ul>	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり(家族を含む) 150万円(県100, 市50)</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円</p>
<p><b>府中市</b></p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>三次市</b></p> <p>【問合せ先】 産業振興部 商工観光課</p> <p>【電話】 0824-62-6621</p>	<p>(情報サービス業, インターネット付随サービス業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員3人以上</li> <li>(コールセンター業)</li> <li>・従業員10人以上</li> </ul>	<p>オフィス賃借料 10/10 5年間 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用奨励金1人当たり 100万円(市のみ)</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計1,000万円</p> <p>雇用奨励金 限度額なし</p>
<p><b>庄原市</b></p> <p>【問合せ先】 企画振興部 商工観光課</p> <p>【電話】 0824-73-1178</p>	<p>(情報通信業など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の建物等を活用し, 新たに拠点整備した者</li> <li>・市が有する超高速情報通信網を活用する者</li> <li>・新規雇用者1人以上</li> <li>・3年以上の業務継続</li> </ul>	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 自動車リース料 1/2 3年間</p>	<p>各月限度額 オフィス賃借料 8万円 通信回線使用料 4万円 自動車リース料 3.6万円</p>
<p><b>大竹市</b></p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p><b>東広島市</b></p> <p>【問合せ先】 産業部 産業振興課</p> <p>【電話】 082-420-0921</p>	<p>(研究開発を主目的とする製造業, 学術・開発研究機関, 情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンター業, 情報通信技術事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用者1人以上</li> <li>・5年以上の業務継続</li> </ul>	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 インシャルコスト(単市) 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 3/10 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計1000万円 (インシャルコストを含む)</p>
<p><b>廿日市市</b></p> <p>【問合せ先】 環境産業部 産業振興課</p> <p>【電話】 0829-30-9140</p>	<p>(情報サービス業, インターネット付随サービス業, コールセンターに付随する事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用者1人以上</li> <li>・3年以上の業務継続</li> </ul>	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計400万円</p>

<b>安芸高田市</b> <b>【問合せ先】</b> 産業振興部 商工観光課  <b>【電話】</b> 0826-47-4024	(情報サービス事業所) ・市内の空き店舗等を利用し、新たに拠点整備した者 ・新規雇用常用労働者1人以上 ・あじさいネットを活用	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計100万円
<b>江田島市</b> <b>【問合せ先】</b> 企画部 政策推進課  <b>【電話】</b> 0823-43-1631	業種：製造業（研究開発を行う部署など）、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、情報通信事業、コールセンター業など ・新規雇用者1人以上または既存社員1人以上の江田島市への転入 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計100万円
<b>府中町</b> <b>【問合せ先】</b> 町民生活部 自治振興課  <b>【電話】</b> 082-286-3128	・サテライトオフィス又は新規雇用労働者3人以上 ・初めて町内に事業場を開設 ・3年以上の事業継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各月限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計5万円
海田町	—		
熊野町	—		
坂町	—		
安芸太田町	—		
北広島町	—		
大崎上島町	—		
世羅町	—		
神石高原町	—		

※上記以外の補助項目を設けている市町もあります。

## ■ 本社機能の移転・新設

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 移転助成	建物・ 設備・ 人材	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（※1）（特例措置あり）</li> <li>○本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合（※3）</li> <li>○以下の要件について、いずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社等に勤務する3人以上の常用雇用者を異動させ、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し1年以上継続）。</li> <li>・従業員4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人でも助成対象）</li> <li>・従業員4人以上の企業が中山間地域への進出する場合。（1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象）</li> <li>・国内初立地（※4）の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。（1人以上の異動または新規雇用で助成対象）</li> </ul> </li> <li>○一社一回限り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表取締役などの経営者層の異動1,000万円&lt;大企業&gt;、最大500万円&lt;中小企業&gt;。規模により500万円もしくは200万円（※2）</li> <li>（家族の移住は、1人当たり100万円）</li> <li>・県外から異動となる常用雇用者1人当たり100万円（家族を含む）</li> <li>・初期コストの1/2（中山間地域は 2/3）</li> </ul>	合わせて 1億円
研究開発機能 拠点化助成			<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※1）（特例措置あり）</li> <li>○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合</li> <li>○常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（国内初立地（※4）の外国企業の場合、1人）</li> <li>○一社一回限り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円（県外から異動となる研究開発者の家族を含む）</li> <li>・人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2・初期コストの1/2（中山間地域は 2/3）</li> </ul>	合わせて 1億円
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究関連費の1/2</li> </ul>	研究関連費 （3年間）500 万円/年

## ■ オフィス誘致

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしまオフィス プランニング助成 （短期プロジェクト 参加型）	賃料・ 使用料・ 設備	県内 全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、Campsセミナー登壇企業</li> <li>○県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること</li> <li>○県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること</li> <li>○1人でも助成対象</li> <li>○最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間）</li> <li>◎ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2</li> <li>・コストの1/2</li> </ul>	合わせて 500万 円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成	賃料・ 使用料		<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業（特例措置あり）</li> <li>○市町が同種の助成をする場合</li> <li>○新規雇用常用労働者3人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス賃借料×市町と同率・同期間</li> <li>通信回線使用料×市町と同率・同期間</li> </ul>	市町と 同額  市町と 同額

お問い合わせ先



広島県商工労働局 県内投資促進課

広島県 企業立地

検索

TEL 082-223-5151 FAX 082-223-2137 E-mail syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp